

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	近江八幡市
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	116-0-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.omihachiman.shiga.jp/

執行機関名 近江八幡市長

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	近江八幡市立幼稚園条例(平成22年近江八幡市条例第112号)による保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		近江八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第10の項 近江八幡市立幼稚園条例による保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	近江八幡市立幼稚園保育料徴収規則 第1条 近江八幡市幼稚園規則 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、近江八幡市立幼稚園条例第3条及び第4条の規定に基づき、 <u>園児の扶養義務者</u> (民法(明治29年法律第89条)第877条に規定する者をいう。以下同じ)から徴収する保育料の額の決定及び徴収等について必要な事項を定めるものとする。 第1条 近江八幡市幼稚園は、学校教育法第22条第23条の規定に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、 <u>幼児を教育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		近江八幡市立幼稚園保育料徴収規則(平成22年規則第41号) 近江八幡市立幼稚園規則(平成22年教委規則第16号) 近江八幡市立幼稚園、小学校及び中学校の修学に関する規則(平成22年教委規則第19号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	近江八幡市立幼稚園保育料徴収規則第4条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	園児の属する世帯の階層区分の認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 イ	近江八幡市立幼稚園保育料徴収規則第4条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ロ	近江八幡市立幼稚園保育料徴収規則第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ハ	近江八幡市立幼稚園、小学校及び中学校の修学に関する規則第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 3 号	近江八幡市立幼稚園保育料徴収規則第7条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十三条第一項の支給認定の変更に関する事務	保育料の減免に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 3 号 イ	近江八幡市立幼稚園保育料徴収規則第7条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 3 号 ロ	近江八幡市立幼稚園保育料徴収規則第7条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 3 号 ハ	近江八幡市立幼稚園、小学校及び中学校の修学に関する規則第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報